

2020年4月7日
朝日生命保険相互会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への保険金・給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への保険金・給付金のお支払いについて、医療機関の事情等により、臨時施設（ホテル等の滞在型施設）あるいは自宅等にて治療を受けられる場合も、その期間に関する医師または医療機関の証明書等をご提出いただくことで、入院給付金等のお支払いの対象としてお取扱いいたします。

なお、既にご案内の通り、新型コロナウイルス感染症は、入院給付金のお支払対象となる疾病に該当いたします。検査の結果「陽性」と判定されたか否かに関わらず、医師の指示で医療機関に入院した場合は、入院給付金のお支払対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合につきましても、死亡保険金のお支払対象となります。

当社は、今回の「新型コロナウイルス感染症」の影響を踏まえ、お客様に以下の特別取扱いを実施していますので併せてご確認ください。

[<ご参考>新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて](#)

以上